

## 能登町競争入札心得（平成20年能登町告示第1号）新旧対照表

新	旧
<p>(再度入札等)</p> <p>第10条 予定価格が事前に公表されていない入札の開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。<u>ただし、第4条第3項に規定する郵送による入札があったときは、別途通知する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者<u>又は第4条第3項に規定する郵送による入札参加者</u>があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。</p> <p><u>(特別な処理)</u></p> <p><u>第17条 地震、火災、水害その他の災害等により町長がこの告示で処理することが困難と認める事項については、別に定めるものとする。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第18条 この告示に規定する様式</u>については、町長が別に定める。</p>	<p>(再度入札等)</p> <p>第10条 予定価格が事前に公表されていない入札の開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第17条 別記書式</u>の様式については、町長が別に定める。</p>
<p>附 則（令和2年4月20日告示第38号）</p> <p>この告示は、公表の日から施行する。</p>	